

乙第4号議案

沖縄県流域下水道条例の一部を改正する条例

沖縄県流域下水道条例（平成24年沖縄県条例第96号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2第1項」を「第25条の10第1項」に、「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

第3条中「第25条の2第1項」を「第25条の10第1項」に改める。

第4条及び第9条中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年9月18日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

下水道法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。